

<mark>岐阜県介護福祉士等修学資金貸付制度とは、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県社会福祉協議会が介護福祉士の資格取得を</mark> <mark>サポート</mark>する制度です。介護福祉士として県内で介護等に従事する人材の養成確保を図ることを目的としています。





岐阜県内の介護福祉士実務者研修施設等に入学される方



返還免除型貸付金



入学後、実務者研修施設を経由して、岐阜県社会福祉協議会に提出してください。 ※要件を満たす連帯保証人が必要です。



返還免除条件

- 養成施設等を卒業の日から1年以内 (国家試験に不合格となった場合等は3年以内)に
- 介護福祉士の資格を取って
- 岐阜県内の施設(被災地である岩手県・宮城県・福島県・熊本県 または、国立の施設)において
- 介護又は相談援助等の業務に従事し
- 以後継続して2年間当該業務に従事した場合に貸付金 の全額が返還免除されます。

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

1-2261

ホームページ http://www.winc.or.jp/

- ●JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス 県庁経由「OKBふれあい会館」下車 徒歩1分
- ●JR西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車

